

業務委託契約書

群馬県企業管理者 成田正士（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
とは、令和6年度群馬県企業局所管施設等航空写真撮影業務（その2）について次のとおり委託
契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は令和6年度 群馬県企業局所管施設等航空写真撮影業務（その2）（以下「本件業
務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和6年11月〇日から令和6年12月20日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金_____円とする。（うち消費税及び地方消費税の額金_____円）

（業務完了報告及び検査）

第4条 乙は、本件業務が完成したときは、遅滞なく業務完了報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領した日から10日以内に、本件業務の実績について検査を行
うものとする。

（委託料の支払）

第5条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、速やかに本件業務に関する委託料請求書を甲
に提出するものとする。

2 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内
に乙に対して委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託内容）

第7条 本件業務の内容は、別に定める仕様書のとおりとする。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、本件業務を自ら行うものとし、他の者に本件業務の全部または一部を再委託するこ
とができない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合には、直ちに再委託先の名称及び再委託し
た本件業務の内容を書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の

義務と同様の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(解除等)

第9条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (2) 乙の本件業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第 11 条 乙が、第 9 条第 2 項並びに第 10 条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第 12 条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(信義則)

第 14 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県企業局財務規程（昭和 39 年企業管理規程第 5 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
群馬県
群馬県企業管理者 成田正士

乙